

陳情第8号

件名 [眼鏡橋大園橋保存に係る陳情]

提出者
鹿屋市西原3-8-17
大隅史談会
会長 瀬角 龍平

【要旨】

昨年、私共は鹿屋市の指定有形文化財である「眼鏡橋大園橋」の保存について陳情書を提出しました。この間、2回の文教福祉委員会で審議されましたが、陳情者に説明もなく審議未了となったことは非常に遺憾に存じます。

前回の陳情書で申し述べましたとおり、「眼鏡橋大園橋」は明治37(1904)年に建造され、以来118年に亘り鹿屋～祓川～輝北方面への往還の一大要(かなめ)として機能してきたもので、その間の幾多の風水害にも耐えてきた鹿屋市が誇る眼鏡橋です。地域はもちろん鹿屋市民にとってもまた鹿児島県民にとっても大事な文化的財産であり、後世に残すべきです。鹿屋市が諮問中の「眼鏡橋大園橋」の鹿屋市指定有形文化財としての指定を解除することは納得できるものではありません。

一昨年の床上浸水等の被害が発生したことは、一步間違えば人命にもかかわることで私どもも大変心を痛めておるところです。ただ、その水害の原因は「眼鏡橋大園橋」だけでなく、橋から下流の川幅の狭さと長谷堰、橋の上流の河床に堆積する土砂、国道504号に架かるコンクリート製の大園橋の高さが低いこと、内水面の氾濫など幾多の問題があることが判明しております。

本年4月27日に開催された文化財保護審議会の席上、委員からの質問に対して国土交通省、鹿児島県土木の担当者からも、「眼鏡橋大園橋」を撤去する事で水害が発生しなくなるとは言えないとの発言がありました。何故「眼鏡橋大園橋」を撤去するのかいよいよ理由が分からなくなっております。

さらに、本件についての議論が十分に市民に浸透していないことも大きな問題と考えますことから、今後、広く市民の意見を聞き、技術的にも様々な手立てを考える必要があると考えます。

以上のことから私共は次の通り陳情致します。

【陳情事項】

1. 「眼鏡橋大園橋」は高度な技術を以て築造されたものである。石橋について専門的知見を有する者の意見を聴取すること。
2. ボトルネックとなっている長谷堰、「眼鏡橋大園橋」より低い国道の「大園橋」、河床の堆積した土砂等水害の要因を総合的に勘案した大園地区の浸水対策を国、県、市、地域住民、専門的知見を有する人々等の関係者を一堂に集めて、公開の協議を早急に実施すること。
3. 「眼鏡橋大園橋」は祓川大園地区だけのものではなく市民、県民、国民の財産であり、広く市民の意見を聞く場を設けること。